

総務庁長官 小里 貞利 殿

統計審議会会長 溝口 敏行

諮問第252号の答申

平成10年に実施される住宅統計調査の計画について

平成10年に実施される住宅統計調査（指定統計第14号を作成するための調査）について、総務庁は、世帯の居住状況、住居関連資産等の総合的な把握・分析に資するため、従来の調査事項に加えて、現住居以外の住宅・土地に関する事項等についても調査することを計画しており、調査名称については「住宅・土地統計調査（仮称）」に変更することとしている。

本審議会は、住宅統計調査の重要性にかんがみ、諮問第242号の答申「統計行政の新中・長期構想」（以下「新中・長期構想」という。）を踏まえ、今回の計画全般にわたって慎重に審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回調査の仕組み

今回の住宅・土地統計調査（仮称）（以下「本調査」という。）については、新中・長期構想を踏まえ、世帯の居住状況、住居関連資産等の総合的な把握・分析に資するため、従来の調査事項に加えて、現住居以外の住宅・土地に関する事項を大幅に追加して調査することとしている。その際、現住居に関する基本的な事項を調査するショートフォーム調査票とショートフォーム調査票に現住居以外の住宅・土地に関する事項などを追加したロングフォーム調査票の2種類の調査票によって調査を実施することとしている。

このような本調査の仕組みは、世帯の居住状況、住居関連資産等の総合的把握という新たな統計ニーズに対応するものである。他方、この仕組みは、調査環境が変化する中での報告者負担の軽減の推進と統計調査の効率的な実施に資するものと認められる。

なお、今回、本調査で本格的に採用されたロングフォーム・ショートフォーム方式による調査については、以上のような統計調査に係る相反する要請を同時に満たす取組と認められることから、今後とも本調査のみならず大規模標本調査を中心に、その導入を検討していくことが望まれる。

2 調査の目的及び名称の変更

本調査については、現住居以外の住宅・土地の実態についても調査し、世帯の居住状

況、住居関連資産等の実態を総合的に明らかにするという調査目的の拡充が行われることに伴い、調査の名称については、「住宅・土地統計調査（仮称）」に変更したいとしている。

これは、調査目的の一部変更により、従来の調査事項に加え、土地関連事項が大幅に追加されることに対応するものであるとともに、今後、本調査が土地関連事項を継続して調査し、その実態を明らかにする統計を作成するものであることを明確にするものであり、妥当と認められる。

3 調査計画

(1) 標本設計

標本設計については、平成7年国勢調査調査区から層化抽出した約15万4000調査区について、原則として1調査区を2単位区に分割し、このうち1単位区を調査地域として抽出する計画である。また、ロングフォーム調査票による調査は、そのうち約2万4000調査区について行う計画である。本調査の標本数は、住宅・土地に係る地域別の結果を提供する観点から、目標精度、地域別表章等を勘案して設計されており、おおむね妥当と認められる。

なお、一部の調査区については、前回に引き続き、単位区分割が行われた両方の単位区を調査する計画である。このことは、単位区間分散の計算等単位区を設定したことによる標本誤差の評価を可能とするものであり、妥当である。

(2) ロングフォーム調査票及びショートフォーム調査票の配布方法

調査票の配布については、ロングフォーム調査票とショートフォーム調査票を調査単位区間で配り分ける計画である。

この方法は、近隣の世帯間で調査内容が異なることによる不公平感・負担感からの非協力等を防止するとともに、調査の円滑な実施と非標本誤差の低減にも資するものと認められ、妥当である。

しかし、ロングフォーム・ショートフォーム方式という2種類の調査票を用いる調査手法の本格的な実施は今回調査が初めてであり、調査員による実査が円滑に実施されるよう調査員指導用書類等を整備・充実し、調査員に対する指導の徹底を図ることが必要である。

(3) 調査事項

調査事項については、世帯の居住状況を住居関連資産と関連付けて一体的に把握するため、現住居以外の住宅・土地に関する事項として、その所有関係、所在地、住宅・土地の利用関係等を調査する計画である。これらにより世帯の保有する住居関連資産に係る統計が総合的に整備され、各方面における多面的な利用が期待されることから、おおむね妥当と認められる。

また、近年の社会経済情勢の変化とそれらに伴うデータニーズを踏まえ、ライフステージに応じた世帯の居住形態を明らかにするための「世帯員各人の性別・年齢」の把握、親子世代の居住形態や2世帯住宅の実態を明らかにするための「別世帯となっ

ている子の住んでいる場所」及び「台所の数」の把握、さらに、「高齢者等のための住宅設備」、「定期借地権」などに関する調査事項を新設したことはおおむね妥当と認められる。その一方で、住環境に関する調査事項のうち、「庭」、「駐車スペース」等については、住環境、住居の質の指標として重要であるとの指摘はあるものの、報告者負担の軽減の観点から、これらを削除することはやむを得ないと考えられる。

また、調査員調査事項のうち「一人世帯の種類」については、世帯のプライバシー意識に触れるものであり、実査の困難性等から、これを削除することはやむを得ないと考えられる。

(4) 集計事項

集計事項については、調査目的に即し、世帯の居住状況、住居関連資産等の実態を明らかにする結果表を作成する計画であり、おおむね妥当と認められるが、統計調査相互間の比較可能性を高め、また、他の世帯調査との有機的な連携を図る観点からも、特定の属性を有する世帯や世帯類型についての集計を充実する必要がある。

4 今後の課題

(1) 標本数の見直し

本調査は、世帯を対象とする標本調査としては最大規模のものであることから、報告者の負担や実査事務は膨大なものとなっている。特に、今回調査で計画されたロングフォーム調査票については、調査事項が多く複雑となっており、それに対応して報告者の記入負担、実査機関における審査事務等の負担は大きいものとなっている。

本調査の標本数については、今回調査の結果分析を踏まえ、必要な精度の確保、結果公表の早期化及び統計作成の効率化の観点から見直すことが必要である。

(2) 調査事項の見直し

現住居以外の住宅・土地関連事項については、今回調査では世帯が所有するものについて、その所有の実態を把握するものであるが、今後は、世帯の居住状況に関する他のデータニーズとのバランスを図りつつ、所有のみならず利用の観点からの実態把握を検討する必要がある。

また、現住居以外の住宅・土地関連事項については、今回調査から大幅な追加が図られたが、今後はその時系列の整備に留意しつつ、住宅・土地施策のニーズの変化に応じた調査事項の設定等について関係機関との連携を図っていく必要がある。

(3) 世帯属性に関する情報の充実

世帯属性に関する情報については、新中・長期構想を踏まえ、世帯のプライバシー意識に配慮しつつ、本調査が大規模標本調査であるという利点をいかして、世帯属性の変化をとらえる調査事項の在り方について検討する必要がある。

5 その他

今回の本調査の計画は、新中・長期構想を踏まえ、ロングフォーム・ショートフォーム方式の調査手法を採用することによって、土地を含む住居関連資産の総合的把握を行

おうとするものである。特に、ロングフォーム調査票の結果を活用すれば、平成5年土地基本調査世帯調査（統計報告の徴集）の結果表との時系列比較が可能となる。

このことから、関係機関は、土地施策の基礎資料とするため、住宅・土地統計（仮称）として作成・公表される結果表と比べて更に詳細な結果表の作成が必要であるとしており、それを本調査の結果データの転写・集計によって作成することとしている。

本調査から、住宅・土地統計（仮称）として作成・公表される結果表のほか、それ以外の詳細な結果表も作成されるということは、国が必要とする統計作成の効率を高めるものと認められる。しかしながら、この詳細な結果表の作成は、実地に調査を行うことなく、結果データの転写により行うこととされており、本調査の報告者にとっては、住宅・土地統計（仮称）以外の統計作成があらかじめ想定されているにもかかわらず、それを知ることができないこととなる。この場合には、結果データの利用に関して、報告者の信頼確保等について十分留意する必要がある。

したがって、このように、一つの指定統計調査から当該指定統計以外の詳細な結果表を作成するような場合には、今後、調査実施者及び関係機関の間で、その位置付けについて十分な検討が必要である。

また、類似の統計調査を実施することなく調査の結果データを有効に利用して複数の統計を作成する方法については、今後も増加することが予想されるので、本審議会は、報告者の信頼確保等の観点から、その在り方について引き続き検討する必要がある。